

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表 （令和5年度）

1. 認定の日付

2022年3月31日

2. 認定事業適応事業者の名称

長瀬産業株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

2022年4月1日～2027年3月31日

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

長瀬グループの保有する顧客・購買行動などの情報資源を社会・顧客の課題解決により一層役立てるため、グループとしてのシステム・データ連携を踏まえたデジタルマーケティングプラットフォームを構築し、卸売業として従来のモノ売り・仲介ビジネスから、リアルとデジタルを組み合わせた課題解決ビジネスへの転換を推し進める。

具体的には、グループの業務システム及びCRMなどを刷新し、またサプライヤーなど外部とのデータ連携を行いながら、新たに構築するデータ分析基盤上で顧客属性・購買行動・商品情報などのデータを分析することで、顧客ニーズを迅速に把握・検討する仕組みを実現する。

この仕組みをベースに先端的なデジタルマーケティングチャンネルを運用することで、世界中に点在する潜在顧客を効率的に把握し早期にアプローチすることを可能とし、新規顧客獲得と既存顧客管理のデュアルファネルのマーケティングを実施する。

令和4年度においては、デジタルマーケティングプラットフォームのシステム開発への投資を行い、2023年3月より運用を開始した。本年度は本格稼働の準備として、当該プラットフォーム周辺のWebサイト構築・システム構築・DX教育・戦略立案等に取り組んだ。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和8年度（2026年度）において、デジタルマーケティングチャンネルを通じた売上高伸び率（令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの期間における伸び率）が、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間における各種商品卸売業にかかる業種売上高伸び率を5%ポイント以上向上していることを目標としている。

令和5年度においては、運用は開始しているものの、上記(1)の通り、準備期間であり、限定的な売上が計上されている状況となっている。令和6年度においては、複数の営業部門の計画数値に売上を反映しており、具体的な数値の捕捉を予定している。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上としては、令和 8 年度（2026 年度）において、財務内容の健全性の判定における有利子負債は生じない見込みであり、また、経常収支比率は 103%となる予定である。

令和 5 年度において、期末に有している借入金は概ね 2026 年度までに返済予定であり、当年度における経常収支比率は 108.3%を予定している。

(4) 実施した事業適応計画の内容

令和 4 年度において、デジタルマーケティングプラットフォームの運用を開始し、同年度において DX 減税制度の適用を受けた。